

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	
		今後の提案	原因・理由
I 復興過程における住民の合意形成、まちづくりの取り組みの進歩状況	1 建築物悉皆調査による基礎資料の収集【A】 2 建築基準法第84条による建築制限の実施【A】 3 都市復興基本方針・指針の策定【A】 4 二段階の都市計画決定、復興の面的整備事業地区の決定【A】 5 各地域における住民主体のまちづくり活動の貢献【B】 6 専門家ネットワークによる復興まちづくりへの支援【A～D】 7 復興市街地整備事業の早期着手【B～C】	○平常時からの住民と行政のコミュニケーション不足 ○避難生活を強いられる中での合意形成の困難性 ○震災直後の混亂はある程度は不可避 ○住宅再建等への合意形成の長期化 ○住宅の残存【D】 ○課題の残存【D】	【初動混乱期に対応できる人材育成と支援ネットワークの構築】 ①緊急時の専門家派遣制度の充実 ②緊急初期段階でのまちづくり専門家の確保、育成 ③まちづくりを支援する専門家ネットワークの構築 【平常時における住民主体のまちづくりの一層の推進】 ④地域住民による地域の将来像（ビジョン）の共有の促進、情報公開の徹底 ⑤まちづくり計画策定への住民の参画の促進、継続した活動展開 ⑥まちづくり協議会等の多様な主体の自律・連携するネットワークの構築 ⑦まちづくり協議会等の多様な主体を連携するネットワークの構築
II まちづくり支援事業とまちづくりセンターの役割	1 ひょうご都市づくりセンターの設置、復興まちづくり支援事業の創設【B】 2 専門家派遣による住民主体の復興まちづくりマスタープラン策定に時間要とした【B～C】 3 多数のまちづくり協議会設立による住民の合意形成と復興事業の促進【B～D】 4 復興まちづくり支援事業のH16までの延長、支援メニュー拡充【B～D】	○平常時からの住民のまちづくりの立ち上げに時間要した【B～C】 ○各地区における復興まちづくりマスタープラン策定に時間要とした【B～C】	【住民主体のまちづくりを支える諸制度の整備】 ⑧市町におけるまちづくり条例制定の推進及び協議会の位置づけの明確化 ⑨市町におけるまちづくり支援制度整備、住民リーダー等の育成 【まちづくり施策メニューの拡大】 ⑩住宅再建と住環境改善を合わせて推進する誘導的手法の構築 ⑪ミニ区画整理、ミニ再開発の適用拡大 ⑫街区環境保全と建築化進度を図る建築ルール手法の導入
III 地区計画の策定等まちづくり支援事業の成果	1 専門家派遣による復興まちづくりの進展【B～D】 2 共同化・協調化による再建の進展【B～C】 3 公社等の被災マンション再建支援によるマンション再建の進展【B～C】 4 地区計画の策定等の進展【C～D】 5 県における、まちづくり基本条例の制定、まちづくり支援事業の全国への拡大適用【D】 6 県下の約半数の市町における、住民主体のまちづくりの取り組みの実現【D】 7 一部の市町における、まちづくり基本条例の制定、まちづくり支援制度整備の進展【D】 8 まちづくり協議会の全国的認知、定着【D】	○「白地地域」の区域が広大 ○狹小宅地の残存、住宅需給のアンバランス ○再建されない空き地の残存、被災地での賑わい不足【C～D】 ○当該地区における復興事業の終了後まちづくり協議会から平常時のまちづくり協議会への移行の低調【C～D】 ○平常時まちづくり協議会への移行の工程不足【B～D】 ○県と市町のまちづくり支援の役割分担【D】	【民間サイズのまちづくりの総合的展開】 ⑬人間サイズのまちづくりのハード施策、ソフト施策の並行 ⑭県によるまちづくり支援の継続 ⑮まちづくりセンターにおける活動支援の充実強化 ⑯市町との役割分担の適正化及び連携の強化 【現地解決型まちづくりの推進】 ○まちづくり専門家の高齢化、専門家への適切な報酬の不足 ○市町における住民主体のまちづくり支援施策の未整備

○検証テーマ2 復興市街地整備事業における取り組み

○検証担当委員：小林 郁雄

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
I 二段階の都市計画の実施した役割	<p>1 区画整理では第一段階で事業施行地区、幹線道路等を都市計画決定【A】その後、第二段階で、住民の意見を反映して区画道路、街区公園などを都市計画決定【C】</p> <p>2 第一段階での住民への対応が十分な説明【A】</p>	<p>○建設用地が不足</p> <p>○建設用法や制度の不備（特例により都市計画決定後の事業用仮設は認められたが震直後は認められなくなつた。）</p> <p>○住民、行政、コンサルなど関係者間の意思疎通不足（一部の地区）</p> <p>○震災直後に住民の相談、助言できる専門家を派遣する制度の不備</p> <p>○行政や住民の日々からのまちづくりに取り組み不足【B～D】</p>	<p>【災害時における復興市街地整備事業のあり方、進め方について～復興事業は早期・柔軟・多様性を～】</p> <p>①今回の復興事業で行なわれた二段階都市計画決定による事業の実施は、まちづくりの手法の1つとして、平常時のシステムとともに参考にすべき</p> <p>②生活再建のために転出を含めた多くの選択肢の提示が必要</p> <p>【復興市街地整備事業の実施にあたって～まちづくり協議会を支える専門家派遣などの支援～】</p> <p>③住民主体のまちづくりを進めるためには専門家の協力が不可欠であり、専門家を早期にかかつ適材適所に派遣する制度が必要</p> <p>④今回の復興事業では公団、公社などの公的セクターが貢献した。今後もこれらの経験を継承していくことが必要</p> <p>⑤国の制度の限界を埋めて、事業の進歩などに応じて柔軟に対応できる基金制度が必要</p> <p>⑥現地で独自に仮設住宅（弓の木町4丁目地区）や店舗（新長田駅南地区のパラール）を確保した例があった。このように人を現地に残す工夫、制度が必要</p> <p>⑦その地区に震災前からあつたまちの歴史、文化、街並みなどの特長を活かしたものづくりを進めることが大切</p>
II 市街地再開発事業、土地区画整理事業等の成績と課題	<p>1 市街地再開発事業：30地区（内建築工事完了29地区）、土地区画整理事業：20地区（内換地処分完了10地区）【B～D】</p> <p>2 上記以外にも密集事業、地区改良事業、建築物等整備事業を実施【B～D】</p> <p>3 他の自治体からの応援、公団、公社の活躍により事業推進【B～D】</p> <p>4 地元からのまちづくり提案などにより事業計画を柔軟に変更して実施【C、D】</p>	<p>○被災地周辺での仮設住宅、仮設店舗の確保【A】</p> <p>○震災直後に住民の相談、助言できる専門家を派遣する制度の不備</p> <p>○行政や住民の日々からのまちづくりに取り組み不足【B～D】</p>	<p>【住宅供給、市街地などまちの復興と面整備事業について～まちづくりとすまいづくりの総合化～】</p> <p>⑧住宅供給を行う部局と市街地整備事業を行なう部局の連携が必要</p> <p>⑨再開発などでは地盤を取り巻く環境の変化への対応と特色あるまちづくりが必要</p> <p>⑩再開発ビルの空床や区画整理事業地区の土地の利用促進に、復興基金による事業が効果をあげている。今後は、社会情勢や時代に対応した新たな利用促進策を行なうことが、まちの活性化に有効</p> <p>⑪被災地復興、被災者支援には、市街地再開発事業のような重装備な事業ばかりではなく、被災者などが共同で建替えることを支援する被災建物共同建替事業のような制度の活用も有効</p>
III 住宅供給、商店街などまちの復興と面整備事業の関係	<p>1 複数事業を組み合わせ、從前居住者用住宅を整備【C】</p> <p>2 共同化支援により被災した住宅や市場の再建【C、D】</p> <p>3 区画整理事業と組合せ、狭小宅地の共同化を支援【C、D】</p> <p>4 再開発事業により住宅と商業施設を整備【C、D】</p>	<p>○事業所は早期の事業再開が必要であつたことと従前の場所で営業を継続する意向が強くなかった。</p> <p>○施工者などが空地を取り組みが少なかった。また支援制度が無かった。</p> <p>○商業環境の変化の把握、見込み不足の対応【D】</p>	<p>○事業所は地区内の仮設事業所の建設【A、B】</p> <p>○事業所の地区外転出を防ぐ【C、D】</p> <p>○事業地区内の空地の活用【C、D】</p> <p>○商業環境変化への対応【D】</p>
IV 面としての市街地の防災性の向上	<p>1 再開発、改良事業などにより耐震性の高い建物への建替え【D】</p> <p>2 区画整理、密集事業などにより道路、公園等の公共施設を整備し市街地環境と防災性を向上【D】</p> <p>3 優良などにより被災マンションの建替え【C】</p>	<p>○被災の程度が小さかった密集市街地で未整備地区が残った。【D】</p>	<p>【防災まちづくりの推進について～まちづくりアラートフォームによる安心安全まちづくり～】</p> <p>②密集市街地の災害危険度評価と公表が必要</p> <p>③空き家、空き店舗、既存の公共施設などを使い、住民、NPOなどが、まちの課題等の情報交換、ワークショップ、リーダー養成などを行なう拠点として「まちづくりプラットフォーム」を設置し住民主体のまちづくりを進めることが必要</p> <p>④行政は窓口を地域単位で一本化し、制度、補助事業を組み合わせて柔軟に防災まちづくりを進めることが必要</p>

○検証テーマ3 新しい都市核の形成に向けた取組み		○検証担当委員 角野 幸博	
検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	今後への提案
I 新しい都市核への貢献状況	<p>【新市街地の事業展開について】 1 貢献した住宅系新市街地【A～D】 ・震災前の計画のまま住宅供給が行われた新市街地、西宮浜地区、大久保駅南地区 ・震災で計画を見直すとともに震災復興住宅の供給が行われた新市街地 西宮浜地区、南芦屋浜地区 ・事実上、新規の計画で住宅供給が行われた新市街地 神戸東部新都心(HAT神戸) 2 貢献した業務系新市街地【A～D】 ・震災で計画を見直すとともに業務機能等が立地した新市街地 神戸東部新都心(HAT神戸)、鳴尾浜地区、ポートアイランド2期、神戸複合商業団地、尼崎臨海地区 ・震災前の計画のまま文化機能等が立地した新市街地 淡路島国際公園都市</p>	<p>【新市街地の事業展開について】 ア 貢献しなかった住宅系新市街地【A～D】 ・計画が進歩していない新市街地 宝塚新都市、東播磨情報公園都市、小野地区 ・震災復興との関連が希薄になつた新市街地 東条南山地区、北淡町浅野地区</p> <p>イ 貢献しなかった業務系新市街地【A～D】 ・計画が進歩していない新市街地 宝塚新都市、東播磨情報公園都市、震災復興との関連が希薄な新市街地 東条南山地区、洲本新都心</p>	<p>【新市街地が復興に貢献するための要件】 ①新市街地建設事業の進捗状況や立地状況によって、個々の新市街地に対し、計画当初から計画変更の即応性を確保し、土地の暫定利用、事業計画自体の変更、事業計画修正が迅速に対応が可能な計画上の措置を講ずる。</p> <p>【新市街地が復興に貢献するための要件】 ①計画が進歩していない新市街地で新市街地建設事業の位置付け時点で新市街地計画に不確定要素が多くなったため ・震災復興との関連が希薄になつた新市街地 ・宅地及び住宅分譲等の時期が遅れたため ・被災者（被災地）の生活圏と異なる場所にあるため ・交通ネットワークが臨海部や被災地東部に偏っているため ・被災企業の体力不足のため ②被災から入居までの時間短縮が肝心であり、敏捷な受け皿の確保、短期の入居募集、一元化された情報提供等が求められる。</p> <p>【スムーズな移転等を促進するため、被災者を誘導する経済的・心理的な動機付け】 ③深い喪失感と不安感を軽減する支援体制や、生活圏域の変化を緩やかに進めるための施策が必要である。（住宅系新市街地） ④移転のための資金面や移転を契機とした業種変換の転換における公的支援制度の検討（産業系新市街地）</p>
II 新しい都市核のあり方について	<p>1 迅速な事業計画等の変更【B】 2 公設住宅の受け皿用地【B】 3 公的住宅の受け皿用地として活用【B～D】</p> <p>4 まちづくりのモデルケースとしての役割【C、D】 ・ユニバーサルデザインの導入 ・高齢社会対応に対応した生活支援システムの導入</p>	<p>【人口減少が確実な状況下において、個性的、求心力の強い「核」の育成の必要性】 ⑤未利用地や空き閑地の暫定利用等に必要な環境の整備 ・既存制度の活用（空き地活用バイオット事業、里山林等整備事業等）や街角広場、芝生グランド等への活用 ⑥コミュニティ一育成におけるきめ細かな支援制度の検討</p>	<p>【人口減少が確実な状況下において、個性的、求心力の強い「核」の育成の必要性】 ⑤未利用地や空き閑地の暫定利用等に必要な環境の整備 ・既存制度の活用（空き地活用バイオット事業、里山林等整備事業等）や街角広場、芝生グランド等への活用 ⑥コミュニティ一育成におけるきめ細かな支援制度の検討</p> <p>○中期集中的な住宅の供給 ○入居段階から高齢化を是認する人口増加の確保【C、D】 ○公営住宅と民間分譲住宅とのコミュニケーション活動の円滑化【C、D】</p> <p>「多核ネットワーク」都市構造の形成【C、D】 ・産業・業務機能の多核化 ・地域的バランスのとれた新市街地の形成</p> <p>○臨海部や被災地東部での予想以上の民間分譲住宅の供給により人口が当該地に集中したため ○関西全体の長期的な経済動向によるため ○京阪神大都市圏や大阪湾ベイエリア等における広域的なネットワーク連携の構築</p>

検証項目	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	今後への提案	
			原因・理由	取り組みの分析・評価
I 景観の再生・まちなみの保全	1 景観に関する地域ルールが出来てているところにおいて、震災後の比較的早い段階で景観形成の観点の導入【B】 2 「景観ルネッサンス、まちなみ保全事業」による、震災後の比較的早い段階における、まちの復旧、復興への景観形成の観点からの取組【B】 3 市町の景観形成地区の指定による景観形成の推進【D】 (市町の住民協定の認定) (市町の景観に配慮した地区計画)	ア景観に関する地域ルールを有していない被災市街地において地域に定着している外構の減少、景観在来工法住宅の減少等、景観の変化に対応が不十分。【D】 イ復興区画整理事業等において事業が少ない。(一部には積極的に配慮した事業も存在する。)【D】 ウ復旧期における歴史的建造物以外の創造的景観の形成への対応【B】 エ既指定及び調査済みを含む歴史的建築物の喪失【D】	○一般市街地の未確立 ○工場生産の建材の安易な使用等による「おしゃれ」のない画一的な住宅の増加 ○緊急性を重視したことによる画一的な公営住宅の増加 ○景観に対する地域住民の意識及び市町の取組の差異の存在	【景観の形成を考慮した地区計画の策定等】 ①景観まちづくり地区制度の設置（まちなか景観形成地区等） ②住民主体の地区計画策定における景観的観点の導入に対する指導・説教 ④景観・環境に関する心をもつコミュニティ意識の醸成 ⑤景観形成に係る建築物等への助成制度の拡充 ⑥残存空地の有効活用の推進
II 伝えたいふるさとの景観	1 「伝えたいふるさとの景観」の公募による、地域住民の景観に対する意識の向上、住民活動の活性化【C】 2 上記景観資源の観光資源としての活用【D】		1 「伝えたいふるさとの景観」の公募による、まちの潤いの形成、新たなコミュニティの絆としての景観の役割を発揮【D】	【住民意識の向上を促進する施策】 ⑮「平常時から身近な環境（街並み景観を含む）に关心をもともう」運動の推進 ⑯良好な景観形成に資する住民活動等の表彰 ⑰良好なまちなみ、建築物等の公募、表彰 ⑪屋外広告物の適切な誘導
III まちなみ緑化事業	1 「まちなみ緑化事業」による、まちのア綠の少ない景観市街地の出現【D】		○大規模店舗や高層マンション等の増加、残存空地の存在等	【公共事業による景観形成】 ⑭公共事業による先導的な景観形成の推進

案 提 の へ 後 今

取り組みの分析・評価			
検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
		原因・理由	
I 災害時における公園とみどりの役割	1災害と公園利用「みどり」の役割の申認識念の誕生 2公園緑地の災害復旧は既に完了【B】 3都市公園の「公共土木施設災害復旧事業の適用	ア災害復旧時の防災力の向上に配慮した公園整備【B】 ア災害復旧による災害復旧ににおける現状回復主義	【新しい防災公園緑地づくりの試みの検証結果より】 ①都市再生と公園整備の連携でなく、公園施設での運営的学習や公民館、消防署等の他の公共施設と一緒に、一体的に整備するることにより、一一定規模と機能を有する地域防災拠点としての確立。 ②広域防災公園ネットワークの確立全県域を対象とした「広域防災拠点」を確立するため、既成市街地内の広域防災拠点を担う防災拠点の整備。 ③市街地大火の危険性を軽減させるための、水とみどりのネットワーク整備の連携による安全で潤いの都市市の確立六甲山グリーンベルト、国道等の幹線道路緑化、河川周辺緑化と防災公園整備を連携させ、水とみどり及び都市基盤施設が有機的に連携した広域防災帯を整備し、安全で潤いのある都市の軸の確立。 ④地域公園型公園の整備台風23号や新潟中越地震等を教訓化し、孤立集落の災害時対応を踏まえたヘリコプターの離着陸が可能な「地盤広場」の整備。
II 新しい防災公園とみどりの試み	1住民と行政が協力したまちづくりとみどりの再生【B】 2復興まちづくりにおける地盤の誕生 3「防災公園整備事業」の誕生	ア災害時に有効だった1000ha以上の新規防災公園が少ない【B-D】 イ実績少、救援復旧活動に最も有効的な「防災公園整備事業」の創設市街地での防災公園の整備【C,D】 ウ広域避難地となる防災公園整備【B-D】 エ県の地盤防災計画に定めている広域防災拠点となる県立公園の改修等【B-D】 オ市町の財政の悪化による、新規事業の凍結、抑制	【全ての検証項目に関連するものとして】 シシステムの強化>非常時に非常時ににおける防災公園の運用体制の確立 ⑤平成時から、初期救助活動に遅行性民衆活動を踏まえ、災害復旧ではなく柔軟に対応できる「防災公園」の強化など、機能の強化など、原形復旧ではなく、現地の技術的支援による公園等の設置。 ⑥災害後の公園等における災害復旧は、市町村等を対象とするマネージメントシステムの設立。 【全ての検証項目に関連するものとして】 シシステムの強化>非常時ににおける防災公園の運用体制の確立 ⑤平成時から、初期救助活動に遅行性民衆活動を踏まえ、災害復旧ではなく柔軟に対応できる「防災公園」の強化など、機能の強化など、原形復旧ではなく、現地の技術的支援による公園等の設置。 ⑥災害後の公園等における災害復旧は、市町村等を対象とするマネージメントシステムの設立。 ⑦国と県等における災害復旧技術の普及、被災市町等を技術的に支援するマネージメントシステムの設立。
III コミュニティ再生とみどり化	1「みどり」を通して心の復興【B-D】 2みどりによる地域コミュニティの誕生【C,D】 3住民導のみどりの活動を支える人育成学校、自然博物館等の取組	ア樹木の防災機能の実践【B-D】 オ研究者と行政との関係、防犯上の関係不足	【コミュニケーションの強化】 ①「みどり」を通して心の復興【B-D】 ②みどりによる地域コミュニティの誕生【C,D】 ③住民導のみどりの活動を支える人育成学校、自然博物館等の取組
		○既成市街地におけるまとまつた用地確保の難しさ、財源不足	【コミュニケーションの強化】 ①「みどり」を通して心の復興【B-D】 ②みどりによる地域コミュニティの誕生【C,D】 ③住民導のみどりの活動を支える人育成学校、自然博物館等の取組

○検証テーマ6 豊かな自然環境の保全と創造に向けた取り組み

○検証担当委員 中瀬 敏

検証項目	取り組みの分析・評価	主な成果のポイント		今後への提案
		【A】	【B】	
Ⅰ 人と自然のしあわせづくり くみづくり Ⅱ 豊かな自然環境の回復と創出	【A】～【D】 「人々の意識と行動」の変革と“成熟社会に向けた動き”の加速 「自然への畏敬の念」や“自然との共生の大切さの認識”をもたらし、“ボランティア、協働の体験”の中で、被災地に緑を取り戻す運動が広がった。 〔復旧期における取り組み〕 1 六甲山系の崩壊等に伴う、地すべり防止、砂防、治山等の事業実施 2 六甲登山道の通行不能に対し、民間団体の協力のもと標識の明示等による事故防止、国の補助事業による復旧工事の実施 3 専門家による緑の緊急調査活動（日本造園学会） 〔復興過程における取り組み〕 1 「環境の保全と創造に関する条例」をもとにした環境行政の総合的な展開 2 「兵庫ビオトープ・プラン」を軸にした自然環境保全・創造の展開 ① 六甲山系の緑の回復・創出 “復興のシンボル・プロジェクト”として「六甲山系グリーンベルト整備事業」が、生態系及び種の多様性の保全を考えしつつ、住民参加型で事業展開 ② 水環境の保全創造 「流域水環境保全創造指針」、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・方針」等の策定、「尼崎21世紀の森構想」による臨海部の水と緑豊かな自然環境の創出、さらに「ひょうごの森・川・海再生プラン」にもとづく流域ぐるみの取り組み等 ③ 自然・環境の再生・回復 自然再生の取り組みを踏まえた「淡路花博」の開催や「せとうち環境創造ビジョン」の策定、「新潟21世紀の森構想」による森林の保全・再生の推進 ④ 緑の市民活動（阪神グリーンネット等） ⑤ 参画型公園マネジメント（有馬富士公園等） 〔取り組みの成果〕 1 県における取り組み ・ 自然再生の取り組みの具体的な展開 ・ 参画と協働による自然環境の保全・再生の推進 ・ 新県民局体制による地域の特色ある取り組み 等 2 NPO・ボランティアの取り組み 「ひょうごグリーンネットワーク」、「阪神グリーンネット」等、専門家、ボランティア、NPOによる実践・提言活動 等 3 国の動き 「新・生物多様性国家战略」の策定、「自然再生推進法」の制定、「河川法」「海岸法」の改正による、自然の保全・配慮の内部（目的）化 等	災害に伴う自然環境への対応策 地城の自然条件の脆弱性に応じた緊急対応の必要性 自然の適切な修復方法の検討 地域にふさわしい動植物の種の選定、望ましい生態系の保全・再生のあり方等 メンテナンス、マネジメントの重要性 適切な維持管理、モニタリング、「アダプティブ・マネジメント」等 都市内外の環境の活用 都市内の公園、社寺、学校、空地と森林・里山それぞれの利用面からの連携調整等 活動の活性化とグループ間の連携 認識・ふれあいを高める、人材育成と組織づくり、情報の共有やしくみづくり、グループ間の連携協力等 ① 人と自然のかかわり方の検討・実践を進める ○各所で始まっている自然再生の取り組みの本格化 ○生物多様性の保全（外来種対策等） ○望ましい生態系及びそのマネジメント手法の開発 （自然環境のリスクマネジメント等） ○協働による緑空間（公園や里山等の自然的環境）のマネジメントの推進 ② 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める ○体験的な環境教育・学習の推進（自然観察、エコツーリズム等、拠点整備とプログラム開発等） ○自然や生き物に関する情報整備・提供 ○自然とのふれあいの場の形成（レクリエーション・環境学習・保全創造活動等） ③ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる ○様々な主体の有機的な連携・交流（官と民、民と民等の連携、効果的な環境教育・学習、活動支援の充実） ○コーディネーターやリーダー（ゼネラリスト・スペシャリスト）など人材の育成と継承 ○専門家との連携（学校や植物園・博物館等を含む） ○中間支援組織の形成 ④ 地域特性に応じた保全・創造の推進とネットワーク化を進める ○都域の緑や水辺の創出、瀬戸内海沿岸域の環境回復、里地里山の再生、森林・農地の多面的機能の確保、絶滅する恐れのある貴重種やその生態系の保全再生等 ○手法や成果の共有、取り組みのネットワーク化 ○地域住民による自然の保全創造活動の支援 ○市町や県民局などの特色ある取り組みを促進・支援 ○分野横断的な取り組みの強化	① 人と自然のかかわり方の検討・実践を進める ○各所で始まっている自然再生の取り組みの本格化 ○生物多様性の保全（外来種対策等） ○望ましい生態系及びそのマネジメント手法の開発 （自然環境のリスクマネジメント等） ○協働による緑空間（公園や里山等の自然的環境）のマネジメントの推進 ② 自然環境の保全創造についての認識とふれあいをさらに高める ○体験的な環境教育・学習の推進（自然観察、エコツーリズム等、拠点整備とプログラム開発等） ○自然や生き物に関する情報整備・提供 ○自然とのふれあいの場の形成（レクリエーション・環境学習・保全創造活動等） ③ 自然環境の保全創造への参画と協働の輪を広げる ○様々な主体の有機的な連携・交流（官と民、民と民等の連携、効果的な環境教育・学習、活動支援の充実） ○コーディネーターやリーダー（ゼネラリスト・スペシャリスト）など人材の育成と継承 ○専門家との連携（学校や植物園・博物館等を含む） ○中間支援組織の形成 ④ 地域特性に応じた保全・創造の推進とネットワーク化を進める ○都域の緑や水辺の創出、瀬戸内海沿岸域の環境回復、里地里山の再生、森林・農地の多面的機能の確保、絶滅する恐れのある貴重種やその生態系の保全再生等 ○手法や成果の共有、取り組みのネットワーク化 ○地域住民による自然の保全創造活動の支援 ○市町や県民局などの特色ある取り組みを促進・支援 ○分野横断的な取り組みの強化	
		【A】～【D】 「ひょうごグリーンネットワーク」、「阪神グリーンネット」等、専門家、ボランティア、NPOによる実践・提言活動 等 3 国の動き 「新・生物多様性国家战略」の策定、「自然再生推進法」の制定、「河川法」「海岸法」の改正による、自然の保全・配慮の内部（目的）化 等		

○検証テーマ7 循環型社会づくりに向けた取組み

○検証担当委員 和田 安彦

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	今後の提案	
			原因・理由	要点
1 復旧段階での環境負荷の抑制				①持続可能な循環型都市構造への転換 ・人間サクスのまちづくりの推進、省エネルギー・省資源に配慮した都市計画・交通計画の策定・実施 ・新しい都市基盤の創造 ・都市緑化の推進、自立分散型エネルギー供給システムの構築、水環境の循環活用等
・大量の災害廃棄物の処理対策	1. 国、県、市町等による災害廃棄物処理協議会(H7)を設置 2. 垣立地等において仮置場(125ha)の迅速な確保が実現(H7)[A] 3. 公費解体等の特例措置(H7)により早期解体が実現[A] 4. 平成9年度までにがれき処理完了[B]	○初期のミンチ解体、時間的制約 ・仮置場での56tもの野焼き処理[A] ・法連帶による搬送車両の運行への支障、搬送ルートの確保[A]	②分別作業を可能とする条件整備 ・解体現場で可能な限り分別を行うことによる最終処理の迅速化 ・仮置場の確保（分別作業のためのスペースの確保） ・分別技術の共有・周知（震災時の試行錯誤・経験をもとに各市町で創意工夫・開発された仮置場における処理能力の確保） ③災害時ににおけるごみ処理対象の仕組みづくり（他府県及び県下市町間での災害時の相互応援協定の締結、広域連携の強化等） ④計画的な解体を実施するための方策の検討（県・市町地域防災計画等への災害時の解体・搬送ルート等の明記） ⑤緊急モニタリング体制の構築 体制構築に向けた大学との連携、他の自治体との緊急時の協力体制の構築 ⑥災害への備えに係る工場等への指導・立入検査等によるチェック 消防関係の観点だけではなく、環境汚染の観点からの指導 ⑦平常時から現行の粉塵・アスベスト飛散防止に向けた条例基準の遵守徹底 ⑧緊急時のフロン回収協力体制の構築 ⑨フロン等災害時に環境悪化を招く物質の使用縮減の推進	①有害物質使用工場に対する立入検査等における災害対応マニュアルの作成等に関する指導致
・大気汚染対策	1. 解体撤去工事指針(H7)解体工事手順をマニュエアル化の通知[B] 2. 条例規制(H7)(粉塵の飛散防止基準設定)による粉塵・アスベスト飛散対策[B] 3. フロン回収処理推進協議会の設置[A] 4. 条例によるフロン放出規制による確かな回収、処理[B]	○分析機関の被災、時間的制約 ・ア. 緊急モニタリング体制[A]の構築	②有害物質使用工場等に対する災害時等における災害対応マニュアルの作成等に関する指導致 ①有害物質使用工場等に対する災害時等の土壤汚染自主測定体制の確立に向けた指導の実施	
・水質汚濁対策	1. 工場の操業再開による二次災害防止のための緊急実態調査・現地指導[A] 2. 開墾等クリーニング事業場等に対する土壟調査・地下水調査及び対応策の実施[A]	○家庭・オフィス部門で一般的な回収は複数の取組不足の取組不足の未発達、(H7:1,247g/人・日→H13:1,299g)[D]	②住民・事業者の主体的な環境保全活動の推進 ③環境優先型ライフスタイルの普及・啓発、環境に配慮した事業活動の促進、等 ④エコビジネスの振興（環境コミュニケーション・ビジネスの育成支援等） ⑤グリーンエネルギーの導入促進 ⑥エネルギーの高効率利用（ヨード・太陽光・風力・バイオマス等の自然エネルギーの導入促進）	
・土壤・地下水汚染対策	1. 公共施設へのクリーンエネルギー導入実績1,814kW[D] 2. 住宅用太陽光発電装置の普及（全国1位の実績）[D]	○高設置コスト ・全国平均より高いものの依然として低い住宅用太陽光発電装置の世帯普及率（県0.46%・全国0.36%）[D]		
II 循環型社会を目指した施策展開				
・廃棄物の減量化とリサイクルの推進	1. 廃棄物処理計画に基づく廃棄物の減量化・リサイクルの推進[D] 2. エコタウン構想に基づく先導的リサイクル施設の整備[D]	ア. 一般廃棄物排出量は横這い、(H7:1,247g/人・日→H13:1,299g)[D]		
・地球環境問題への対応	1. 公共施設へのクリーンエネルギー導入実績1,814kW[D] 2. 住宅用太陽光発電装置の普及（全国1位の実績）[D]	ア. 全国平均より高いものの依然として低い住宅用太陽光発電装置の世帯普及率（県0.46%・全国0.36%）[D]		

○検証テーマ8 道路、港湾、鉄道、空港の整備に向けた取り組み

○検証担当委員 森津 秀夫

検証項目	取り組みの分析・評価		今後への提案
	主な成果（できたこと）のポイント	主な課題（できなかつたこと）のポイント	
I 道路関係の復旧過程における取組	1 応急復旧、緊急物資等輸送道路の確保、迂回ルートの確保 [A] ○財政逼迫、環境問題 [B] ○財政逼迫、環境問題 2 阪神高速道路 (神戸線) 復旧日 平成8年9月30日 [B] 3 緊急輸送ルートの確立 [緊急輸送道路ネットワーク計画の作成、整備) [C,D] 4 復旧・復興を支え、災害に強い、格子型高規格道路網の整備 (左: 道路、右: 港湾岸道路) [C,D]	原因・理由 ○財政逼迫、環境問題に対する意識向上、公共交通システム全体をコントロールすることが重要 ①・緊急輸送を優先したり、交通規制が加えられたりしたが、今後はより有効に緊急輸送路を機能させ、道路整備等、道路整備を取扱い巻く環境を改善する。 ②・新たな視点に立った緊急輸送道路計画 ③・土地利用の変化や南海・東南海地震に対する安全性等、新たな視点に立って計画の検討を進めていく必要がある。	【交通インフラの復旧のあり方】 ① 交通システム全般を位置づけたものがほとんどであるが、その特性を考慮すれば、既存の整備計画を位置づけたもののがほとんどである。 ② 震災をひつつの機会として利用する。 ③ 原形復旧することにおいて常に最良策であるとは言えない。 ・震災復旧を機会としてあるべき姿に近づけることが考えられてよい。
II 港湾関係の復旧過程における取組	1 応急復旧、緊急応援物資・資材等陸揚岸壁の確保 [A] ○港湾利用者との調整及び厳しい財政状況の中での事業費確保が困難である [B] ○港戸港の再開発で着手 [C,D] 2 神戸港及び県管理港湾の早期復旧 (概ね2年で全面復旧、復旧にあわせた耐震強化岸壁等の一部整備等) [B] 3 スーパー中根港湾実現に向けた取組 (神戸港) [C,D] 4 海上コンテナ輸送の多量化に対応した港湾整備 (尼崎西宮両岸港等) [C,D]	原因・理由 手に至っている事業がある (新港西地区) [C,D] 手に至っていない事業がある (京橋地区) [C,D]	【交通インフラの再評価】 <「阪神・淡路震災復興計画」の再評価> 道路…神戸淡路鳴門自動車道など既存の整備計画を位置づけたもののがほとんどであり、復興の観点からは物足りなさが感じられる。高い規格道路に関する限り特に進めることとする。 考へれば、既存計画を点検し直す必要性が認識された路線であった為、復興事業として、重点的に整備が進められるべきであった。 阪神沿岸道路は震災により整備が進められた。 港湾…海上コンテナ輸送の多量化のために新たに船路港などの整備を進めたことには災害に対するリダンダンシーを確保する点から評価される。だが、長期的な視点は災害に対する柔軟性を考慮して適切に整備などを実施する必要がある。神戸港の国際競争力強化のために、将来予想されるコンテナ船の大型化に対応した整備などを考えらる。 鉄道…JR東西線(片福連絡線)など、実現可能性を考慮して適切に復興計画が策定され、既存計画を算定できただかを検討する必要がある。 鉄道事業者にわたる鉄道ネットワークを維持し、有効活用することが課題となる。 一方で、複数事業者にわたる鉄道ネットワークを維持し、有効活用することは適切である。 ・空港…神戸空港も防災拠点となるよう整備が進められており、災害時の交通拠点としての意義を上げたことは適切であった。神戸空港では陸・海・空の総合交通体系を構成するという点に関しては、具体的な方策に欠けていた。
III 鉄道関係の復旧過程における取組	1 代替バス輸送の実施、迂回ルートの確保 [A] 2 JR東海道・山陽本線復旧 平成7年4月1日 [B] 3 復旧・復興事業を緊急かつ迅速に進めるための補助制度の確立 (都市基盤補助等) [B] 4 被災地の鉄道の多量化 (神戸市営地下鉄海岸線、片福連絡線) [C,D]	原因・理由 事業が完成に至っていない [C,D] 事業が完成に至った	○鉄道複線化事業 ○鉄道施設の維持・補修など、緊急を要する事業を優先させる必要があった
IV 空港関係の復旧過程における取組	1 緊急物資等輸送拠点として機能 [A]		a 交通インフラの復興とは (a) 交通インフラの復興を評価するには、交通インフラ施設の利用状況、地域の復興への寄与、機能や特性の向上の3点を捉えることが必要。
V 10カ年の総括		b 道路関係の復興 (a) 被災した道路が復旧した後にも明石海峡大橋開通の道路が開通したこともあり、この地域の道路網は震災以前よりも利便性の高いものになっている。構造物の耐震性も向上しており、道路関係の復興は異なされたと見て構わない。	b 道路関係の復興 (a) 被災した道路が復旧した後にも明石海峡大橋開通の道路が開通したこともあり、この地域の道路網は震災以前よりも利便性の高いものになっている。構造物の耐震性も向上しており、道路関係の復興は異なされたと見て構わない。
		c 港湾関係の復興 (a) 被災した道路が復旧されたと見て構わない。	c 港湾関係の復興 (a) 港湾のトランシップ率の低下は震災以外の要因によるところを考えられ、優位性が相対的に低下していったことを考慮すれば完全な復興は望めない。しかし取扱貨物量で言えば、平成9年に下は平成6年90%近くまで回復しておらず、その意味ではすでに他の港湾と競う段階に至っていると考えることもできる。
		d 鉄道関係の復興 (a) 少なくとも震災前の乗車人員を達成することができるならば民族に関してもは復興していることになるのであるが、長期的傾向が戻ったことによって復興を果たしたと見てよい。	d 鉄道関係の復興 (a) 港湾のトランシップ率の低下は震災以外の要因によるところを考えられ、優位性が相対的に低下していったことを考慮すれば完全な復興は望めない。しかし取扱貨物量で言えば、平成9年に下は平成6年90%近くまで回復しておらず、その意味ではすでに他の港湾と競う段階に至っていると考えることもできる。
		e 空港関係の復興 (a) 復興計画に掲げられた神戸空港、阪神・淡路大震災の影響もとくに見られずに推移してきた。	e 空港関係の復興 (a) 復興計画に掲げられた神戸空港、阪神・淡路大震災の影響もとくに見られずに推移してきた。
		f 交通インフラに關わる防災意識の変化 (a) 山手幹線など動き出した事業もあるが、整備に多くの時間を要するので、交通インフラの整備主体、住民、利用者の全てに、交通を再認識させる対策を継続的に講じていくべきである。	f 交通インフラに關わる防災意識の変化 (a) 山手幹線など動き出した事業もあるが、整備に多くの時間を要するので、交通インフラの整備主体、住民、利用者の全てに、交通を再認識させる対策を継続的に講じていくべきである。

○検証テーマ9 河川、海岸、ダム、砂防施設等の整備に向けた取り組み ○検証担当委員 沖村 孝

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価	
		原因・理由	今後への提案
I目標水準の妥当性	<p>1復旧事業・復興事業の推進 ・被災箇所の二次災害防止のための早期復旧【A】 ・中島川等4河川で河幅拡大、耐震性向上を図る改良復旧【B】 ・住吉川等3・6河川のうち3・0河川で防災災ふれあい河川を整備【D】 ・武庫川等2・4河川で広域防災空閑として主要河川の整備、1・4河川完了【D】 ・多賀海岸を地域防災拠点として整備【D】 ・六甲山系グリーンベルト、砂防施設整備の推進【D】 ・大日・牛内ダム、或相・北富士ダム、石井ダムの整備【D】 ・治山事業の推進、新工法(p-o'ネック、ロックドット併用工)を開発【D】</p> <p>2兵庫県南部地震レベルに対する耐震性の向上【D】</p>	<p>○被害規模甚大、特殊工事ア改良復旧で長期間を要し た箇所もあり【B】 ○河川の整備水準が低く治水事業を優先で未着手【D】 ○事業規模過大、用地買収や地元合意形成難航</p> <p>○河川6河川【D】 ○河川10河川で事業継続中【D】 ○主要河川【D】 ○河川10河川【D】</p> <p>○河川水を活かす方針が確立できない、 東南海・南海地震の特性を踏まえた検討【D】</p>	<p>①自然災害に備え治山、治水対策の着実な推進 ・河川をはじめ整備水準は不十分 ・台風2・3号等の災害により風水害対策の必要性を再認識</p> <p>②東南海・南海地震の特性（長周期、継続時間が長い、時間差で2つの地震が発生）及び津波に対する備えが必要 ・東南海・南海地震の「特性」に応じた評価手法の確立と、それに基づく耐震検討 ・東南海・南海地震の「長周期地震動」に対する耐震検討が必要 ・継続時間が長い地震動】に対しては液状化等、地盤災害に対する耐震検討が必要 ・時間差で2つの地震が発生】に対しては短時間の時間差発生の場合と2年程度の時間差発生の場合の検討が必要 ・津波に対する対応では、ハード対応に加え防潮水門の遠方監視や緊急自動閉鎖装置の整備、情報伝達、避難体制の整備等、ソフト対策の整備が必要</p>
IIハード整備を活かすソフト施策	<p>1都賀川等3河川で河川水を活用した消火訓練を実施【D】 2河川の未整備箇所を水防計画の重要水防箇所へ位置づけ【D】 3光ケーブル、ITV等を活用した河川監視システム等を整備中【D】 4山地災害に対する防災意識向上を図るために「六甲山の災害展」「治山教室」を開催【D】</p>	<p>○地域コミュニティの主体的参画が必要 ○河川での実施にとどまっている【D】</p>	<p>③インフラを活かすソフト対策の推進 ・インフラが破壊した場合の被害拡大を防ぐため、普段からの備えとしてハザードマップ、緊急時の情報伝達システム、避難のためのソフト対策等の充実が必要 ・河川、海岸等の施設や空間を避難地として活用したり、河川水を消火活動や生活用水に有効に活用できるよう、日常から具体的な訓練を実施する ④協働の防災 ・自然災害の備えには、公助、自助、共助、自助で実施するが、管理、被害拡大防止、人命救助に都市インフラの整備は行政で実施するが、管理、被害拡大防止、人命救助に行政と地域と個人の協働で災害を防ぐ仕組みの構築が必要 ・普段からインフラの管理や活用の一部を住民に担つてもらう仕掛けが必要 ・住民団体の活動の限界を補完する地域コミュニティーの育成が必要</p>
III都市基盤のネットワークによる防災空間の創造	<p>1住吉川等5河川で公園との連続性を確保する階段やスロープを整備【D】 2阪神疏水構想ではモデル実験としてせせらぎ水路5箇所を整備【D】</p>	<p>○河川の整備水準が低く治水事業を優先 ○水源確保、費用負担、地元合意形成、環境への影響の課題整理が必要</p>	<p>【水と緑のネットワーク整備の推進】 ⑤防災機能を図るために、河川や六甲山系グリーンベルトの整備を推進するとともに、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定促進 ⑥防災機能を効率的に向上させるため、各施設が連携する水と緑のネットワーク整備の推進が必要</p>

○検証テーマ10 上下水道、電気、ガス、情報通信基盤施設の整備に向けた取り組み

○検証担当委員 高田 至郎

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価の視点		今後の提案
		主な課題（できなかったこと）のポイント	原因・理由	
I ソフト対策 ・緊急対応の体制強化	【復旧状況（早期復旧が実現）】 1 上水道：2月28日復旧完了 4月17日倒壊家屋を除き全戸通水完了 2 下水道：4月20日復旧完了 3 ガス：4月11日倒壊家屋を除き復旧完了 4 電気：1月23日倒壊家屋を除き復旧完了 5 通信：（交換機系）1月18日復旧完了 （加入者系）1月31日復旧完了 6 大量の応援隊が受け入れ（ガス・電力・通信は独自のシステムにより統率可能）【A】	○地下埋設のライフラインの復旧が重ねた【B】 ○状況把握と対応指示のため情報伝達手段の確保が不足 ○相互影響を制御するためには、事業者毎に分かれている被害や復旧情報の一元化が不足 ○迅速な資材調達や応援隊の活動展開のための仕組み不足 ○統一的な行動マニュアルが不十分、復旧資機材が不統一 ○他府県の応援隊をシステム的にコントロールできない面あり【A】 ○初動体制の見直し、相互応援協定の締結（上水道、下水道）、情報伝達経路の確保（災害用伝言ダイヤルサービスの導入や通話衛星システムの多角的利用）、設備や備蓄の充実【C】	○状況把握と対応指示のため情報伝達手段の確保が不足 ○相互影響を制御するためには、事業者毎に分かれている被害や復旧情報の一元化が不足 ○迅速な資材調達や応援隊の活動展開のための仕組み不足 ○統一的な行動マニュアルが不十分、復旧資機材が不統一 ○取りまとめる組織の不在 ○リアルタイムの被災状況の収集システムの不足 ○灾害復旧支援システムの不足 ○地震被害予測が不十分 ○異なる組織全体をコードネイターする機能が不足【C】 ○震災直後に誰もが冷静な対応を取ることができるか【C】 ○地中管渠の被災把握が困難【C】 ○整備優先順位の付け方【C】 ○上水道では市町によって耐震化の進歩が大きく異なっている（0～33.2%）【D】 ○整備優先順位の付け方【C】 ○上水道では市町によって耐震化の進歩が大きく異なる【D】 ○予算の不足 ○上水道のプロック化は市町によって進歩が異なる【D】 ○下水道の計画では未着手の箇所が多く残る【D】 ○上水道やガスのネットワークのプロック化の推進 ①上水道やガスのネットワークのプロック化の推進 ②ハード整備における危機管理意識の向上 ③耐震化率の低い市町（水道）への対応、下水道等の耐震化の推進 ④老朽化施設に対し設備更新工法の技術革新 ⑤街づくり・環境対策へのライフラインの寄与とライフライン災害対策協議会の設置 ・兵庫県のリーダーシップのもとで、県下に開わる「ライフライン災害対策協議会」を設置 ・構成する「ライフライン災害対策協議会」による安全性の向上	【緊急対応の体制強化】 ①県によるライフライン全体をコードネイターする機能の設置 ・情報の一元管理、住民との双方方向の情報共有システム、各機関の持つ資材や人材の共同利用、各機関による総合防災演習の開催 ②災害情報管理システムの確立 ・業者に伝達するシステム ③災害復旧支援システムの確立 ・復旧戦略の策定、復旧班の編成、復旧資機材の配分、応援部隊の配置等をシステムマッチングで検討できるシステム ④GISの活用 【地震被害予測システムの確立】 ⑤地震被害予測システムの確立 ・2つの目的、事前に被災箇所を想定し、耐震補強効果を予測 ⑥リアルタイム地震動モニタリングシステムの充実 ・波動が到達するまでの時間差を利用して二次災害の発生を防止できるような目的を持つシステム
II ハード対策 ・耐震化の推進	地下施設の被害は小さい 1 上水道：耐震化率：6.6%（H6）→15.4%（H15） 2 ガス：低圧導管の耐震化率 3%（H6）→18%（H15） 3 電線共同溝：61km（H6）→270km（H15） ・ネットワークの信頼性向上 1 上水道：緊急貯留システムの導入促進（4市町（H6）→9市町（H15））、プロック化（神戸市：11.1箇所（H6）→123箇所（H15）） 2 下水道：重要幹線管渠の複数系列化 3 ガス：供給プロックの細分化（55箇所（H6）→26プロック（H15） 4 電力・通信：ループ化・2ルート化 ・システムコントロールの充実 1 ガス：マイコンメーターの普及（99.4%（H15））、感電遮断装置（低圧導管）：0箇所（H6）→2,806箇所（H15） 2 電力：漏電ブレーカーの普及（62.2%（H15）） I D 1	○予算の不足 ○上水道の計画では未着手の箇所が多く残る【D】 ○下水道の計画では未着手の箇所 ○予算の不足 ○上水道やガスのネットワークのプロック化の推進 ①上水道やガスのネットワークのプロック化の推進 ②ハード整備における危機管理意識の向上 ③耐震化率の低い市町（水道）への対応、下水道等の耐震化の推進 ④老朽化施設に対し設備更新工法の技術革新 ⑤街づくり・環境対策へのライフラインの寄与とライフライン災害対策協議会の設置 ・兵庫県のリーダーシップのもとで、県下に開わる「ライフライン災害対策協議会」を設置 ・構成する「ライフライン災害対策協議会」による安全性の向上	○全ての施設について多目的に利用することを幅広く検討すべき【D】 ○規制緩和の急速な展開（公的施設の民営化等） ○住民の参画が必要 ○日常の危機管理するシステムが必要 ○システムのコントロールは 100%を目指し整備すべき【D】 ○ガス：マイコンメーターの普及（99.4%（H15））、感電遮断装置（低圧導管）：0箇所（H6）→2,806箇所（H15） ○電力：漏電ブレーカーの普及（62.2%（H15）） I D 1	【街づくり・環境対策へのライフラインの寄与とライフライン災害対策協議会の設置】 ・兵庫県のリーダーシップのもとで、県下に開わる「ライフライン災害対策協議会」を設置 ・構成する「ライフライン災害対策協議会」による安全性の向上
III 既存施設の有効活用 ・消防水利の充実等	1 上水道：飲料水兼用耐震性折水槽の整備や復旧が早い配水管線に消防栓の設置 2 下水道：処理水や処理場施設の防災利用（消防用水、防災拠点、非常時のし尿対策） 1 上水道：飲料水兼用耐震性折水槽の整備や復旧が早い配水管線に消防栓の設置 2 下水道：処理水や処理場施設の防災利用（消防用水、防災拠点、非常時のし尿対策） I D 1	○全ての施設について多目的に利用することを幅広く検討すべき【D】 ○規制緩和の急速な展開（公的施設の民営化等） ○住民の参画が必要 ○日常の危機管理するシステムが必要 ○システムのコントロールは 100%を目指し整備すべき【D】 ○ガス：マイコンメーターの普及（99.4%（H15））、感電遮断装置（低圧導管）：0箇所（H6）→2,806箇所（H15） ○電力：漏電ブレーカーの普及（62.2%（H15）） I D 1	○全ての施設について多目的に利用することを幅広く検討すべき【D】 ○規制緩和の急速な展開（公的施設の民営化等） ○住民の参画が必要 ○日常の危機管理するシステムが必要 ○システムのコントロールは 100%を目指し整備すべき【D】 ○ガス：マイコンメーターの普及（99.4%（H15））、感電遮断装置（低圧導管）：0箇所（H6）→2,806箇所（H15） ○電力：漏電ブレーカーの普及（62.2%（H15）） I D 1	【街づくり・環境対策へのライフラインの寄与とライフライン災害対策協議会の設置】 ・兵庫県のリーダーシップのもとで、県下に開わる「ライフライン災害対策協議会」を設置 ・構成する「ライフライン災害対策協議会」による安全性の向上

○検証テーマ11 社会基盤整備における取り組み

○検証担当委員 小林 深司

検証項目	主な成果（できしたこと）のポイント	取り組みの分析・評価の観点	
		主な課題（できなかつたこと）のポイント	原因・理由
I 適切なリスクコントロールとリスクファイナンスのあり方	1 基本な被害の中、早期復旧により間接的被害（経済面等）の軽減 間接的被害：迂回等による時間損失 経済損失 交通事故の増加 心理面のストレス [A, B]	○被害額の算出方法 定義が未確立 (特に間接的被害)	①社会基盤の災害リスクの効果的軽減－アセトマネジメントの導入－ ・既存インフラが老朽化する中で、災害リスクを踏まえ施設を有効活用するため効率的な維持・補修、更新手法（アセットマネジメント）の導入 ・その際、財務・経営状況、災害発生、劣化進行、利用環境などのリスクを考慮すべき ・施設の日常管理や定期的な点検によって、現在及び将来の維持管理作業量を予測するための施設データの収集・蓄積できる仕組みづくり ・維持管理財源が不安定にならない会計システムの整備
II リスクコントロールにおけるハード・ソフト施策の連携	1 リスクコントロール（損失の可能性を下げ、損失の規模を縮小する技術（防災投資、危機管理マニュアル）） [C, D] ア防災投資とその効果が金銭換算の中で見えにくい [C, D]	○費用便益分析手法の技術が未確立 (便益が直感的効果だけでなく、心理的効果や経年的効果の算出が難しい) ○施設の現状把握（経年的な管理データベースも含めて）が十分とはいえない ○施設の劣化予測の技術が未確立 ○災害時の被害予測の技術が未確立 ○防災投資に対する予算不足（計画的な投資不足）	②行政と地域住民の間の健全なリスク・コミュニケーションの確立 ・地震、洪水、土砂崩れ、津波等の危機管理情報の整備・提供 ・取り組みの視点は「監視の強化」と「情報の提供」、「防災情報の蓄積」、「ハザードマップの作成による情報の共有」 ・防災投資に関する指標を活用し、アカウンタビリティを積極的に進めることも必要（災害保険の普及につながる）
	1 地震等災害による技術（災害保険、危機管理マニュアル） [C, D] 上水道：緊急貯留システムの導入（4市町→9市町）、広域遮断管（4路線→19路線） ガス：地震計の増設、供給遮断システムの充実 電力：交差二重外輪（500kV）系統の完成、漏電ブレーカー普及率（42.2%→62.2%） 通信：中継伝送路のループ化・2ルート化 緊急輸送道路：道路防災対策箇所（2.7%（H8）→50.5%（H15））、橋梁震災対策箇所（5.38%（H8）→53.3%（H15）） 広域輸送拠点への所用時間（16市町で短縮（H2→H3）） 鉄道：耐震化率（88.1%（H15）） (ソフト) ハザードマップや地質情報（活断層等）の積極的公開、危機管理マニュアルの整備	○リスクコントロール対策を県民にわかりやすくすることも必要 [C, D] エその際、ハード対策の限界とソフト対策の連携が必要であることを広く周知が不足 [C, D]	③防災便益評価の高度化 ・防災投資便益は、期待被害削減額に災害保険のリスクプレミアムを乗じた値に一致するため、災害保険のリスクプレミアムに関する情報が蓄積されれば、市場評価に基づいた防災投資の経済評価が可能
	1 リスクファイナンス（災害により生じた被害を社会全体に分散させる技術（災害保険等）） 土木構造物の保険、年間約70億円（大半鉄道） 災害債券に代表されるように、世界市場ではさかんに取引されるようになった。 [D]	ア世帯ベースの地震保険の兵庫県においてある加入率（震災前3%、震災後10%（南関東地域20%）） →加入率の向上には自己防災行動の活性化にもつながる [D]	④リアルオプションアプローチによる便益分析は、期待被害額による整備時点の分析だけではなく、3つのオプション（最適実施時刻・成長オプション）がそれぞれば、市場評価を評価する必要がある ・政府が災害基金の蓄積を通じて異時点間にわたる財政移転を図ることにより、世代間のリスク配分を達成することが可能。しかし、災害基金の運営方法や設計は、今後の大変な研究課題。
		○地震等災害による被害予測が不十分 ○災害時の被害予測の技術が未確立 ○未日細かな地域別の地震リスクに関する情報の公開不足④	⑤災害会計の確立 ・Q3NAの蓄積勘定と整合がとれる災害会計原則を確立（計画的防災投資） ・災害会計の整備により、災害基金や保険料の積み立て等による災害復旧費の準備状況を県民に公開。自然災害による被害を国民のストック量の増減として国民賃借対照表の中に明確に位置づけ。
			⑥総合的リスクマネジメントの構築 ・高度化した災害リスクへの対処にはリスクコントロール手法とリスクファイナンス手法を組み合わせ、効果的なリスク管理体制の構築が必要 ・甚大な自然災害の総被害額（間接的被害含む）の算出手法をルール化し、平成16年度の台風23号や中越地震にも導入することが必要